

特 記 仕 様 書

工 事 名 : 令和7年度防災公園整備工事

太 子 町

令和7年8月

§ 工事の概要

工 事 名：令和7年度防災公園整備工事

工事場所：南河内郡太子町大字山田地内

工事期間：契約締結日の翌日から令和8年3月27日まで

工事内容：別紙設計図書のとおり

本工事の設計時期：本工事設計書は令和7年4月時点での労務・資材単価及び土木工事標準積算基準(令和6年度版)に基づいて作成している。

§ 特記事項

1. 一般適用事項

- ア) この仕様書は、太子町が施工する頭書の工事に適用を期するために、請負者が厳守しなければならない工事仕様を示すものである。
- イ) 本工事は、本特記仕様書及び図面に準じて施工することを原則とし、本特記仕様書に記載されていない事項は、下記に準じて施工するものとする。
 - ①土木請負工事必携（大阪府都市整備部監修 最新版）
 - 【土木工事共通仕様書】
 - 【土木工事施工管理基準】
 - 【土木工事施工管理基準運用方針】
 - ②建設業法（昭和24年法律第100号）
 - ③道路法（昭和27年法律第180号）
 - ④労働安全衛生規則（昭和22年労働省令第9号）
 - ⑤公害対策基準法（昭和42年法律第132号）
 - ⑥騒音規制法施工令（昭和43年法律第498号）
- ウ) 工事施工にあたっては請負者、監督員が本仕様書を改正する必要を認めたときには両者協議のうえ、変更又は追加を行うことがある。
- エ) 工期内の休日等には、雨天、日曜日、祝日、及び年末年始休暇の他、工期内の全土曜日を含んでいる。

2. 工事着手

2. 1 工事看板の設置

請負者は、工事の施工着手にあたり、工事現場の公衆が見やすい場所に工事内容、工事期間、工事種別、発注者、施工者等を記載した標示板を設置しなければならない。また、建退協や建設業の許可票等を現場に掲示すること。

「標示板の記載例」



設置位置	<ul style="list-style-type: none">・工事区間の起終点に設置する。・車線規制を行う場合には、規制区間の起終点にも設置する。・ドライバー等の視認性を考慮した箇所に行行者等の支障にならないように設置する。
設置期間	<ul style="list-style-type: none">・路上工事開始から路上工事終了までの間設置する。
規格・色彩等	<ul style="list-style-type: none">・「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「○○工事」等の工事種別は、青地に白抜き文字とする。・「○○をしています」等の工事内容、工事期間は、青色文字とする。・工事種別、工事内容については、別表2を参考に記載する。・その他の文字及び線は、白地に黒色とする。・線の余白は2cm、線線の太さは1cm、区画線の太さは0.5cmとする。・道路上に設置する場合は必要に応じ高輝度反射式または同等品以上のものとする。・道路上に設置する場合は必要に応じ外枠に緩衝材（ソフトカバー）を付けること。

2. 2 書類の提出

請負者は、本仕様書の【工事関係提出書類一覧】に示す書類を、定められた期間内までに提出し、承認を受けなければならない。

2. 3 調査測量

ア) 請負者は、工事契約後速やかに必要な測量を実施し、設計図面と現地の関係を詳細に調査し、設計図面と現地の関係に相違を発見した際には監督員と協議しなければならない。協議を怠って工事を実施したために生じた損害はすべて請負者の負担とする。

イ) 仮BMは、工事中に変動のない位置を選定し設置しなければならない。また、工事期間中は定期的に検査し十分な精度を有するよう努めなければならない。

ウ) 既存の測量鉾は適切な方法にて保護しなければならない。

エ) 本工事に必要な測量に要する費用はすべて請負者の負担とする。

2. 4 資材の使用

ア) 本工事に使用する資材等は、規格、品質、価格等が適正である場合は国内産を優先して使用するものとする。

イ) 本工事に使用する資材等は、予め監督員の承諾を受けなければならない。

2. 5 その他

ア) 本工事着手に際し、地域住民や地権者に対して工事着手をPRし、工事が原因となるトラブル、苦情の生じないように配慮すること。又、地域住民や地権者より工事原因による苦情が発生したときはすみやかに処理に努めなければならない。

イ) 付近の道路については、常に維持・清掃に努め、工事が原因で、汚損した場合は速やかに復旧すること。

ウ) 現場作業員の服装、言動等風紀の保守に十分留意すること。

エ) 請負者は、受注時、変更時、完了時の各時点において、工事実績情報サービス（コリンズ）に登録を行うこと。

3. 現場管理

ア) 請負者は、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止に努めなければならない。

イ) 請負者は、工事箇所及びその周辺にある地上、地下の既設構造物に対し支障を及ぼさないよう必要な防護工等の措置を施さなければならない。これに要する費用は請負者の負担とする。

なお、本工事以外の既設構造物及び埋設物に損傷を与えた場合には、請負者の負担に於いて速やかに修復し構造物の機能を回復しなければならない。

ウ) 請負者は、工事の実施に影響を及ぼす事故、人命に損傷を生じた事故、又は第三者に損傷を与えた事故が発生したときは、遅滞なくその状況を監督員に報告すること。

エ) 請負者は、工事車両の出入りに使用する道路を常に巡回し、沿道の住民及び利用者に迷惑のかからぬように注意し、十分な対策を講ずること。

オ) 請負者は、所轄警察署の許可条件を厳守し、安全管理に万全の策を工事しなければならない。

4. 官公庁等への手続

ア) 工事施工に必要な関係官公庁、その他に対する手続（通常請負者が手続を行うとされているもの）は、請負者において速やかに処理すること。

イ) 関係官公庁その他に対して、請負者が交渉要するとき又は、交渉を受けたときは遅滞なくその旨を監督員に報告すること。

5. 施工監理

5. 1 工事全般

ア) 工事にかかる測点（官民境界等）は逃げ杭を設置し、工事完了後復元できるようにすること。

イ) 工事に使用する材料等は、必ず使用する前に承認を受ける事。

- ウ) 工事の段階、出来高等は随時、監督職員の検査を受ける事。
- エ) 工事写真は、何を目的に撮っているかを明確にすること。出来形はスタッフを添え、工事全景と部分の拡大の両方を撮影しておくこと。
- オ) 工事中に検査や指示を受けた事、又は工事変更を協議した事などを、すべて工事打合わせ簿に整理しておき、監督職員の確認を受けること。
- カ) 各種検査や、試験等の結果については、随時整理しておく事。

5. 2 園路広場整備工

5. 2 - 1 インターロッキングブロック舗装

- ア) インターロッキングブロックの敷設に先立ち、クッション材を所定の厚さに仕上げる。ただし、急勾配の舗装及び化粧柵ふたにインターロッキングブロックを敷設する場合は、空練りモルタルを使用する。
- イ) 割付け図に基づき、インターロッキングブロックを敷設し、所要の平坦性が確保できるように適切な方法で転圧する。
- ウ) 端部に専用ブロックを用いない場合の工法は、縁石等の形状に合わせて、端部の切落しを行い、見え掛りよく仕上げる。
- エ) インターロッキングブロックの敷設後、一次転圧で平坦性を確保のうえ、目地詰めを行い、二次転圧でブロック表面まで更に密実に目地砂を充填させる。

5. 2 - 2 コンクリート舗装

- ア) コンクリートの品質に悪影響を及ぼすおそれのある降雨若しくは降雪が予想される場合又は打込み中のコンクリート温度が 2°C を下回るおそれのある場合は、適切な養生を行う。
なお、適切な養生を行うことができない場合は、打込みを行わない。
- イ) 型枠は、所定の形状及び寸法が得られる堅固な構造とし、コンクリート打込みに当たり、沈下及び変形のないよう適切に据え付け、必要に応じて、はく離剤を塗り付ける。

5. 2 - 3 アスファルト舗装工

ア) 下層路盤の規定

受注者は、粒状路盤の締固めを行う場合、修正CBR試験によって求めた最適含水比付近の含水比で、締固める。

ただし、路床の状態、使用材料の性状等によりこれにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

イ) 上層路盤の規定

受注者は、各材料を均一に混合できる設備によって、承諾を得た粒度及び締固めに適した含水比が得られるように混合しなければならない。

受注者は、粒度調整路盤材の締固めを行う場合、修正CBR試験によって求めた最適含水比付近の含水比で締固める。

ウ) 基層及び表層の規定

受注者は、加熱アスファルト混合物の粒度及びアスファルト量の決定にあたっては、設計配合を行い監督職員の承諾を得なければならない。

5.2-4 真砂土舗装

- ア) 受注者は、表層については、均一に敷均し、散水、転圧及び不陸整正を繰り返して、設計図書に示す高さ及び厚さに仕上げなければならない。
- イ) 受注者は、仕上がり面に土塊が残らないように、十分かきならさなければならない。
- ウ) 受注者は、表層安定剤については、塩化カルシウムとし、表層安定剤の所定量を均一に散布し、転圧しなければならない。

5.2-5 縁石工

- ア) 縁石工の施工にあたり、縁石ブロック等は、あらかじめ施工した基盤の上に据付けるものとする。敷モルタルの配合は、1:3（セメント:砂）とし、この敷モルタルを基礎上に敷均した後、縁石ブロック等を図面に定められた線形及び高さに合うよう十分注意して据付けなければならない。

5.3 管理施設整備工

5.3-1 柵工

- ア) 支柱は垂直に設置し、全体で高さのバラつきが出ないようにレベル調整を行う。
- イ) 金網やパネルの張り具合は均等とし、弛みや過度な張力がないように調整する。接続部や締結金物は確実に締付ける。

5.3-2 車止め工

- ア) 受注者は、車止めを設置する場合、現地の状況により、位置に支障があるときまたは、位置が明示されていない場合には、速やかに監督職員に連絡し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
- イ) 受注者は、車止めの施工にあたって、地下埋設物に破損や障害を発生させないようにするとともに既設舗装に悪影響をおよぼさないよう施工する。

5.4 建築施設組立設置工

5.4-1 防災パーゴラ工

- ア) 柱・梁の建て方に際しては、垂直・通り・高さを確認する。
- イ) 屋根材は水平・水勾配・固定状態を確認。備蓄ベンチなど附属設備がある場合は、仕様書に基づき正確に設置し、作動・使用確認も行う。

5.5 サービス施設整備工

5.5-1 ベンチ・テーブル工

- ア) コンクリート基礎が必要な場合、寸法・根入れ深さ・水平レベルを確認し、ベンチ設置後の転倒・沈下がないよう確実に施工する。
- イ) 設置時にベンチ・縁台の水平、支柱の垂直、全体の位置・通りを確認し、がたつ

きや傾きがないよう調整する。

5.5-2 手洗い場工

- ア) 設計図に基づき、建物・設備・道路・排水勾配等との位置関係を現地で確認。特に排水先との高低差や勾配に注意する。
- イ) 水栓の締付けは確実にを行い、水漏れ・がたつきのないよう調整する。

5.6 汚水排水設備工

5.6-1 汚水枡マンホール工

- ア) 掘削深さ、底部の水平精度、床付けの転圧・均しを確認する。特に便槽や枡の下部は不同沈下を防ぐため、砕石等により安定した支持地盤を形成する。
- イ) 便槽は水平・位置・高さを確認し、背面・側面の埋戻しは均等に行う。
- ウ) 汚水管と便槽、枡との接続部はシール材・パッキン・モルタル等で水密処理を行い、漏水がないよう確認する。

5.6-2 管渠工

- ア) 受注者は、管渠の施工については、管渠の種類と埋設形式（突出型、溝型）の関係を損なうことのないようにするとともに基礎は、支持力が均等になるように、かつ不陸を生じないようにしなければならない。

5.7 雨水排水設備工

5.7-1 集水枡工・側溝工

- ア) 受注者は、集水枡の据付けについては、部材に損傷や衝撃を与えないようにしなければならない。
- イ) 受注者は、蓋の設置については、本体及び路面と段差が生じないように平坦に施工しなければならない。
- ウ) 受注者は、側溝の継目部の施工は、付着、水密性を保ち段差が生じないように施工しなければならない。

5.8 電気設備工

5.8-1 照明設備工

- ア) 引込柱の設置にあたり、関係電力会社と事前に協議を行い、必要な申請・承認を得たうえで施工すること。引込線の接続に関しては電力会社の指示に従うこと。
- イ) 本工事においては、電気事業法、電気設備技術基準、労働安全衛生法など関係法令を遵守し、適切な施工管理を行うこと。

5.9 擁壁工

5.9-1 コンクリートブロック工

- ア) 受注者は、取付擁壁工の施工に際して、遮水シート及び止水シートを設置する場合は、施工面を平滑に仕上げしてから布設しなければならない。

また、シートの重ね合わせ及び端部の接着はずれ、はく離等のないように施工しなければならない。

5. 10 植栽工

5.10-1 植栽工

ア) 樹木、支柱等は、所定の形状及び寸法を有すること。また、植物は、所定の位置に植えられ、形姿が良く、有害な傷がないこと。

5. 11 施設整備撤去工

5.11-1 フェンス撤去工

ア) 撤去作業に伴い発生する騒音・振動・粉塵については、必要に応じて防音パネル・散水等の対策を講じ、近隣に配慮すること。

5. 12 バス停留所工

5.12-1 バス停留所工

ア) バス停ポール・上屋・ベンチ等の設置位置は、設計図書に基づき現地で正確に墨出し・レベル出しを行い、歩道や車道との干渉がないよう確認すること。

イ) ポールやベンチなどの部材については、傾きやズレがないよう設置後に水平器・スケール等を用いて確認すること。

5. 13 造成土工・施設土工

5.13-1 造成土工・施設土工

ア) 施工に先立ち、現地の地質・地下埋設物・湧水・周辺構造物の有無等を確認し、施工条件に応じた適切な施工方法を選定すること。

イ) 掘削深さ、法面勾配、底部の水平精度等を図面・標準施工図と照合しながら施工を進める。掘削底の乱掘・掘り過ぎを避けるよう管理すること。

ウ) 発生土の運搬については、積載量、飛散防止、搬出経路を遵守し、安全・公害防止に配慮すること。必要に応じてダンプの洗浄等を実施すること。

6. 工事記録写真

ア) 写真管理は、大阪府写真管理基準(案)及びデジタル写真管理情報基準(案)によるものとする。

イ) 写真撮影は、全てカラー仕上げとして工事着手前、外部から明視できなくなる箇所の施工状況、重要な工事段階及び完成後等の工事状況を撮影し、アルバムに整理説明して監督員に提出するものとする。

ウ) 写真撮影にあたっては、測定の確定ができるように図面及び対象物の関連をつけ、被写体には切削深、舗装厚、その他の施工寸法が判明できるようスタッフ、折尺等をあてる。又、工種、測点、設計寸法、実測寸法、施工時期、その

他必要事項を記入した小黒板を置いて撮影し、焼付後の整理及び確認の便とする。現場にはデジタルカメラを常備し、協議すべき現場写真等は、撮影し監督員と協議する。

- エ) アルバムの整理は、撮影順に張り付け入ることなく、必要に応じて説明文を附し、関連工種ごとに整理すること。

7. 品質管理

ア) 本工事における品質管理については、大阪府工事施工管理基準（品質管理基準及び規格値）に基づき行う。（必須区分は必ず実施）

また、その他必要に応じて監督員の指示する試験、品質管理については監督員の指示に従い実施、提出するものとする。

- イ) この仕様書に規定のない材料については、日本工業標準調査会制定の日本工業規格（JIS）及びこれらに準ずる規格に適合するもので監督員の承認を得たものでなければならない。
- ウ) 工事材料は、使用に先立ち検査を受け合格品は予め協議した場所に整理し、随時甲の点検ができるように保管しなければならない。
- エ) 本工事に必要な品質管理に要する費用は、すべて請負者の負担とし、その結果を報告書により提出するものとする。

8. 安全管理

ア) 安全施設等は、道路工事保安施設基準、所轄警察署の許可条項を順守し安全管理、災害・事故の防止に努めなければならない。

イ) 工事現場に工事表示等を設置し、道路交通法に準じて監督員と協議のうえ、規制表示・警戒表示協力依頼表示・バリケード等を適切に設置するものとする。

ウ) 工事区間内に車両又は歩行者の通行があるときは、これらの通行に十分な配慮するとともに交通誘導員を置き、交通の安全と円滑化を図ること。

9. 竣工図面

ア) 本工事完了の際は、出来形図面（工事平面図に実施出来形を赤書）を作成して監督員へ提出し竣工検査を受け、竣工検査後に竣工図面を作成する。尚、図面の様式は任意であるが、監督員の承認を受けるものとする。

イ) 竣工図面の電子データを作成し提出するものとする。

10. 産業廃棄物の管理

ア) 建設廃材（工事施工に伴って生じた廃棄物、工作物の除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物）の運搬処分については廃棄物の処理及び清掃に関する法律など関係法令を遵守し、請負者の責任で行わなければならない。

- イ) 請負者は、建設廃材の処分後に、生活環境の保全、公衆衛生又はその他の問題が生じた場合は、自らの責任において速やかに解決しなければならない。
- ウ) 残土及び残塊の運搬距離については大阪南部リサイクルセンター（富田林市）5.5 kmを見込んでいる。但し、指定処分地に処分できない場合は、事前に協議しなければならない。（リサイクル施設に限る。）
- エ) 残土及び残塊処理については、マニフェストシステムで管理すること。
- オ) 建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律第9条第1項に規定する対象建設工事である場合は、法及び同法施行令を遵守すること。また、再資源利用計画書・再資源利用促進計画書により入力した、計画データを提出するしなければならない。

1.1. 提出書類

本工事に係る必要書類の提出については、下記の表を基準としているが、監督職員との協議により追加、省略することがある。

【工事関係提出書類一覧】

書類名	作成者	宛て名	部数	備考
着工届	請負者	契約者の甲	2	着工の日
工事工程表	〃	〃	2	契約後14日以内
現場代理人等通知書	〃	〃	2	契約後遅滞なく
現場代理人等経歴書	本人	〃	2	〃
下請指導責任者届	請負者	〃	2	〃
労災関係成立証明書	〃	〃	2	〃
建退協掛金収納書	〃	〃	2	〃
工事履行保険証書	〃	〃	2	〃
工事外注計画書	〃	〃	2	〃
下請業者通知書	〃	〃	2	〃
施工体制台帳	〃	〃	2	〃
施工計画書	変更契約後はその都度変更		2	契約後15日以内
実施工程表	計画に対し実施が確認できるもの		1	竣工検査時
工事月報	半月毎、実施内容、検査等記入		1	翌月5日まで
承諾書	使用する材料及び特殊工法すべて		1	その都度
材料確認書	工事に使用する資材		1	確認を受けるとき
段階確認書	出来形の確認等		1	〃
工事打合簿	現場代理人と監督職員と相互		1	〃
出来形管理関係図書	各種工事出来形		1	竣工検査時
品質管理関係図書	各種工事試験等		1	〃
材料納品伝票	設計、納品、使用の数量一覧表付		1	〃
産業廃棄物関係	マニフェスト伝票		1	〃
警備報告書	警備実施日について、内容、人数等		1	〃
工事写真帳	施工前後、出来形、状況等		1	監督職員の指示する時点
完成通知書	請負者	契約書の甲	2	工事完成の日
引渡書	請負者	契約書の甲	2	検査終了後引渡し時
請求書	請負者	契約書の甲	2	請求しようとする日

※この他にも監督職員により必要と指示されたものはその都度提出すること。